

堺市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 出資団体監査

公益財団法人堺市文化振興財団

2 公の施設の指定管理者監査

堺市立文化館

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年11月1日～令和8年3月30日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成6年4月1日

2 設立目的

文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与することを目的とする。

3 基本財産

3億円

（本市出捐額3億円、基本財産に対する割合100%）

4 所管部局

文化観光局 文化国際部 文化課

5 役員及び職員数（令和7年3月31日現在）

理事長 1人

理事 9人

監事 2人
職員 84人（常務理事が事務局長を兼務）
うち常勤職員 39人（堺市からの派遣 2人含む。）、
非常勤職員 22人、臨時職員 22人、人材派遣 1人

6 事業状況

令和6年度における公益財団法人堺市文化振興財団(以下「財団」という。)の主な事業は、次のとおりである。

- (1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施事業
さかいミーツアート、アートスタートプログラム等
- (2) 文化芸術活動の振興に資する協働事業
第78回堺市展、堺市民芸術祭等
- (3) 文化芸術活動への支援及び文化芸術活動の拠点提供事業
指定管理者制度による施設の管理・運営事業（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立文化館）、若手アーティストの育成等
- (4) 文化的都市魅力の向上及びまちのにぎわい創出に資する文化芸術公演の実施事業
プロモーター等との共催公演 8事業 13公演

7 財政状態及び経営成績

財団の令和6年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、基本財産3億円全額を出捐している。

財団に対する補助金として、令和6年度に公益財団法人堺市文化振興財団事業補助金を7,620万1,330円交付している。

また、市は、令和6年度から令和15年度まで、フェニーチェ堺共同事業体（財団は代表団体）を堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者に指定しており、令和6年度から令和10年度まで、堺市立文化館の指定管理者に指定している。

なお、市からの派遣職員は2人（令和7年3月31日現在）である。

第7 指定管理者となっている公の施設の概要

1 所管部局

文化観光局 文化国際部 文化課

2 指定管理者

公益財団法人堺市文化振興財団

3 指定の期間及び指定管理に係る経費

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年度の委託料 6,995万1,000円

4 施設名及びその主な内容

名称 堺市立文化館

所在地 堺区田出井町

設置年月 平成12年4月

設置目的 市民に美術作品等の鑑賞の機会及び発表の場を提供し、もって市民の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

施設規模 鉄筋コンクリート造地下2階地上43階建のうち2階から4階まで

延床面積：2,431.03㎡

施設内容 堺 アルフォンス・ミュシャ館、ギャラリー（つつじ1～2・しょうぶ1～2・もず1～2・やなぎ1～2）等

5 事業状況

<利用状況> 令和6年度

	区分稼働率 (%)	利用者数 (人)
堺 アルフォンス・ミュシャ館	—	18,598
ギャラリー	40.8	30,298
合計	—	48,896

<収支状況> 令和6年度

(単位：円)

	金額
収入	84,693,592
指定管理料	69,951,000
利用料金	11,668,340
その他	3,074,252
支出	88,689,976
人件費	28,991,269
管理費	59,698,707
収支差額	▲3,996,384

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第8 出資団体監査の項目及び結果

財団において事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について調査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 正味財産増減計算書は、当該年度の事業活動により生じた正味財産の増減を明らかにするものであり、これに付随する正味財産増減計算書内訳表は、事業別の内訳から内部取引を消去して最終合計金額を算出し、その金額が正味財産増減計算書の当期増減額となる。

しかし、財団の令和6年度の正味財産増減計算書内訳表では、事業別の内訳には内部取引を消去した金額が記載されている一方で、内部取引消去額を加算して最終合計金額が算出されていた。

その結果、正味財産増減計算書内訳表の最終合計金額が本来より過大に計上され、正味財産増減計算書も内部取引が適切に消去されていない金額が記載される状況となっていた。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 財団の経理規程では備品について規定しているが、令和7年11月11日に実施した実地調査において、以下のものがあった。

ア 取得価格が10万円未満で3万円以上のものについては、備品台帳を

設けて、その記録及び整理を行わなければならないとされている。

しかし、備品台帳を確認したところ、取得価格が3万円未満であるスピーカーケーブルなど4点が記載されていた。

イ 財団は備品として管理するものに備品番号を記載しているシールを貼付しているが、ポータブルPAシステムについて、シールの貼付がなかった。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第9 公の施設の指定管理者監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について調査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。

しかし、業務の一部を第三者に委託したものについて、以下のものがあった。

ア 指定管理者は、一般廃棄物収集運搬業務ほか7業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

イ 指定管理者は、堺市立文化館常駐警備業務ほか10業務について、市に第三者への一部業務委託の承認申請を行ったが、委託先が未定であるにもかかわらず、市はこれを承認していた。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、切手の受入れ及び払出しを切手等受払簿で管理している。令和7年11月11日に実地調査した結果、文化館における切手について、受払いを行っていたにもかかわらず、経理担当者及び責任者である館長の押印がなされていないものがあった。